



社団法人日本フードサービス協会

JF ニュースレター

2011. 1. 22

宮崎県における

高病原性鳥インフルエンザ疑いの事例が発生 風評被害を拡げる 不適切な表示・告知はしない、 冷静な対応を

本日（1月22日）未明、農林水産省は宮崎県の農場で飼養されている鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認したと発表しました。農林水産省では、すでに昨日（1月21日）、対策本部を開催し、感染拡大防止のための防疫措置を実施する方針を決定しました。

鳥インフルエンザが発生した場合、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置が実施されますので、ウィルス汚染した鶏肉・鶏卵が市場に出回ることはありません。

もともと、鶏肉や鶏卵を食べることによって、人が鳥インフルエンザに感染することはありません。ウィルスは適切な加熱によって容易に死滅します。

鶏肉や鶏卵を食材として使用しているメニューや商品に対して、お客様からの問い合わせなどがあつた場合は、鶏肉や卵を食べても鳥インフルエンザに感染することはないことを説明して、不安が広がらないようお願い致します。

また、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵を使用しておりません」といった不適切な表現がなされることのないようご留意願います。

なお、食品安全委員会の「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」を添付致しますので、ご参照ください。

※この件のお問い合わせは事務局：関川・楠山までお願い致します。

以上

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

○ わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性は、以下の理由から、ないものと考えています。

- ・ 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・ 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

海外ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、病鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、特に症状を示さないが感染しているアヒルと遊んだときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたとき、汚染された家きん肉を加熱調理不十分な状態で食べたときなどが考えられると報告されています。

○ なお、WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。